EXでんき

重要事項説明書

契約内容に関する重要なお知らせです。ご利用にあたっては、以下の記載事項をよくお読みください。

【サービス名称】 EXでんき
【サービス提供者】株式会社エクスゲート

1. ご契約に関するご注意

【小売電気事業者】株式会社エクスゲート（登録番号A0166）

原則として、「EXでんき」は、株式会社エクスゲート（以下、「当社」という。）が加入を認めた方がご加入いただけます。
・需給契約は、お客様からのお申込みを、当社または当社の委託業者、代理店が承諾したときに成立いたします。
・お申し込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。「EXでんき」への切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客様自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、当社への切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。
・契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降3年目の日までといたします。
・契約期間満了に先だってお客様または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。
・契約期間満了日から遡った1か月の間以外に「EXでんき」を解約する場合、原則として、期中解約金が発生いたします。
※期中違約金:9,800円（不課税）
・申込みに伴う不利益事項契約乗り換えのお申込みにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
・現在の電気契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
・現在の電気契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
・現在の電気契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
現在の電気契約を解約することにより、解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

2.ご利用料金に関するご注意
・料金表記載の基本料金に使用電力量を加算して計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金は仕入価格の変動に伴った燃料費調整額を、加算あるいは差し引きして計算します .
また、お客様が支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じ期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
・料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間といたします。なお、計量日とは記録型計量器（以下、スマートメーター）に最大需要電力および使用電力量等が記録される日で、地区番号を基準に毎月一定の日（お客様によって異なります）となります。
・料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。
・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客様との協議によって定めます。
・スマートメーターの設置が「EXでんき」への切替日以降になる場合、メーターが設置されるまでの期間における 30 分ごとの使用電力量は、計量された使用電力量を均等に配分してえられる値といたします。
・月々の料金、使用電力量、その他お客様へのご案内事項は、原則として、当社Webサービスを通じてご案内いたします。

3.工事などに関するご注意
・お客様宅の電気メーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。本取替工事の際、お客様の土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきますので、ご家族の皆様にもお伝えいただきますようお願い申し上げます。また、工事連絡時に「EXでんき」のお申し込みに伴う工事であることは告げられない可能性がありますのでご承知おきください。

EXでんき

・本取替工事の際お客様の工事立ち会いの必要はありません。また、数分から数十分程度の停電が発生いたします。
・一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。・一般送配電事業者の電気工作物(電気の引込線や電気メーター等)やお客様の電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかにお客様より一般送配電事業者にご連絡をお願いします。
・当社は、一般送配電事業者からお客様への電気の供給に係る工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

4.託送供給等約款の順守
・計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客様の電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
・お客様が、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようご協力ください。
①電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合
②お客様の電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
・当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客様に電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。
①一般送配電事業者およびお客様の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
②一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
③その他保安上必要がある場合
・その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

5.電気の供給停止について
・お客様が次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は電気の供給を停止することがあります。
①お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
③契約負荷設備以外の付加設備によって電気を使用された場合
④その他、当社が定める「EXでんき」供給約款に反した場合

6.料金
電気料金および、その他手数料などの料金については別紙「EXでんき料金表」によります。

◆他社提供サービスの代行請求について

当社は、お客様がご利用になる一部のオプションサービスについて、他社が提供するサービスであっても、当社が利用料金を代行して請求する場合があります。
この場合、当該オプションサービスの内容・提供条件・サポート対応等は、各サービス提供事業者の定める規約に基づき行われます。
当社は請求代行のみを行うものであり、サービス提供事業者による提供内容・品質・不具合等についての責任は負いかねます。
ただし、一部のサービスについては、当社独自の特別条件やサポート体制を設けている場合があり、その場合は当該条件に従い対応いたします。

また、当社はお客様が申し込まれる各種サービスの提供に際し、サービス提供に必要な情報(契約の事実等)を、お客様に代わって各サービス提供元へ提供いたします。
提供された情報は、各社のプライバシーポリシーに基づき、適切に管理・利用されます。
当社および各サービス提供元のプライバシーポリシーは、当社ホームページならびに各サービス提供元のホームページにてご確認いただけます。

なお、当社規定により、支払い期日を過ぎてもお支払いの確認が取れない場合や、その他当社が不適切と判断した場合には、サービスの提供を停止または契約を解除することがあります。

7.クーリング・オフに関するお知らせ

EXでんき

・お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、「**EX**でんき 電気使用申込書」を受け取った日から**8**日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客様が書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。この場合
①お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
②すでに引き渡たされた商品の引取り費用は当社が負担します。
③お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
④お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
・上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて**8**日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
・クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。なお、「事業用やインターネット上で申し込みをされた場合はクーリング・オフの適用はございません。」

名称:株式会社エクスゲート　**EX**でんきコンタクトセンター
住所:〒**163-1325**　東京都新宿区西新宿**6-5-1**
新宿アイランドタワー**25**階
電話番号:**050-3160-2223**
受付:**11**:**00-19**:**00**(メンテナンス日を除く)

8.お支払い・請求に関するご注意
・お支払い方法は、次のいずれかの方法によるお支払いとなります。
ークレジットカード
ー預金口座振替
ーその他当社が定める方法
預金口座振替によるお支払いは、110円/月の口座振替手数料をご負担いただきます。
お支払い方法のご登録がお済みでない場合は880円/月の請求手数料をご負担いただきます。

お支払い方法のご登録がお済みでない場合やご登録のお支払い方法で請求ができない場合は以下の対応となります。
・ご登録の携帯電話番号宛てにSMSにてオンライン決済用URLを送付する方法
・ご登録住所宛てにコンビニエンスストアでお支払いいただける払込票を発送する方法
・コンビニエンスストアでのお支払いにご利用いただける電子バーコード(PAYSLE)を、ご登録の携帯電話番号宛てにSMSで送付する方法
いずれの場合もご請求毎に880円の決済手数料が発生します。
お支払い期限までにお支払いが確認できない場合、当社はサービスを停止する権利を有し、実際にサービスを停止する可能性があります。
サービスの停止期間中に発生する損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
お客様が指定の支払期日までにお支払いいただけなかった場合は、再請求に伴う手数料として、ご請求ごとに再請求手数料385円を別途申し受けます。
サービス停止後にお支払いの確認が取れ次第、サービスを再開いたしますが、その際には【再点手数料として3,850円(税込)】が発生いたします。
お客様が料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けます。
遅延損害金は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

9.個人情報の取り扱いについて
(1)個人情報の利用目的
当社は、電気契約の媒介またはこれに付随する事業(以下、総称して「本件事業」といいます)に関し、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。
①個人情報の利用目的
(イ)本件事業の拡販活動およびイベント等の案内、申込受付、契約の 締結・履行ならびに提供可否判断および提供
(ロ)お客様からのお問い合わせへの対応
(ハ)小売電気事業者との電気契約および本件事業の利用に関する手続きのご案内ならびに情報の提供等のお客様サポート
(ニ)小売電気事業者との電気契約および本件事業に関する料金計算お よび料金請求、ならびに当社の他事業における利用料金との合算請求 等
(ホ)本件事業に伴う事故および不正利用の防止
(ヘ)マーケティング調査および分析

EXでんき

(ト)経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
(チ)当社および他社の商品、サービスならびにキャンペーンのご案内等
(リ)本件事業に関する電気工作物の工事、工事の安全確保、保安の維持、設備機器の搬送、設備の不具合修正およびソフトウエア更新を含む障害への対応等
(ヌ)託送供給(「接続供給」および「振替供給」の総称)に関する案 内および契約締結または媒介等
(ル)託送供給契約または発電量調整供給契約の締結もしくは媒介、変 更または解約
(ヲ)小売供給契約または電気受給契約の廃止取次
(ワ)供給(受電)地点に関する情報の確認
(カ)電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設 備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行
(ヨ)その他、本件事業およびそれに付随するサービスの提供に必要な 業務なお、上記以外の目的でその個人情報を利用する場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。
(2)個人情報の共同利用当社は、利用目的に沿って個人情報を以下の内容で共同利用する場合があります。※1
①当社と共同利用する者
(イ)小売電気事業者※2
(ロ)一般送配電事業者※3
(ハ)電力広域的運営推進機関
(ニ)当社の関連会社
②共同利用の目的
(イ)託送供給契約又は発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」 といいます。)の締結、変更又は解約のため
(ロ)小売供給契約又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といい ます。)の廃止取次※4のため
(ハ)供給(受電)地点に関する情報の確認のため
(ニ)電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設 備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行 のため
③共同利用する個人情報
上記 (1)②本件事業で利用する個人情報に同じ。
④個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称当社

(3)第三者提供
当社は、個人情報保護法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。また、以下のとおり当社が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。
①当社は、第三者機関が実施する電力事業に関する申請を目的として、 係る作業に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号等)を、関係各省庁、 自治体、協会等に提供する場合があります。
②当社は、売電または売電に関わる業務を実施するために必要な個人 情報(氏名、住所等)を、電力会社等に提供する場合があります。
③当社は、対人対物賠償保険等を締結、維持することを目的として必要な個人情報(氏名、住所、建造物に関する情報等)を保険会社に提供する場合があります。
④当社は、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービス の登録・提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアド レス、その他お客様の識別および提携サービス業務に必要な情報等) を、サービス提携会社に提供する場合があります。
(4)個人情報の開示、訂正等および利用停止等について
①当社がお客様より取得した個人情報の利用目的の通知または開示 もしくは訂正等をご本人から求められた場合につきましては、書面にて回答します(ただし、ご本人の同意を得られた場合は、当該方法で 回答します)。なお、利用目的の通知、または開示を行う際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。
②当社がお客様より取得した個人情報の開示もしくは訂正等に関するお客様ご本人からのお問い合わせ、およびその個人情報の取り扱いに関する苦情のお申し出は下記「12.各種お手続き・お問い合わせ」 に記載の連絡先までお願いします。
※1当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客様の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般電気事業者との間でお客様の個人情報を共同利用するものではありません。
※2小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページ(
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)に掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。
※3一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。
※4「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客様から新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客様を代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

EXでんき

10.その他
・上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める「EXでんき」供給約款によります。・当社は、「EXでんき」供給約款の内容を変更することがあります。その場合、当社のWebサービス等を通じてあらかじめご案内いたします。
・「EXでんき」供給約款の内容は、「EXでんき」のホームページで確認することができます。
・お客様が契約内容を変更または更新する場合、当社のWebサービス等を通じて、変更または更新後の契約内容をお知らせします。
・本紙に記載の金額について、特に定めのない場合は全て税込表記となります。
・お客様(甲)は、当社(乙)に対し、本契約締結時において、お客様(お客様の代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む。)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能犯集団等その他のこれらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。
・当社は、相手方が前項の定めに反することが判明した場合、通知・催告等をせずに、本契約を解除することができる。・前項に基づき本契約が解除された場合、解除されたお客様は、当社に対し、一切の請求を行わない。解除した当社は、お客様に対し、本契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。
・甲が金員の支払いを怠った場合，甲は，支払期日の翌日より支払済みまで，年14.6%の割合(1年を365日とする日割計算)によって遅延損害金を支払うものとする。

11.各種お手続き・お問い合わせ
・契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、停電時のご連絡先は当社のホームページおよび、「EXでんき」のWebサービス等でご案内いたします。
◆電話によるお手続き・お問い合わせ
電話番号:050-3160-2223(携帯電話、PHSもご利用いただけます)
【受付時間】11:00～19:00 (メンテナンス日を除く)